

議 第 112 号

令和 4 年 6 月 10 日提出

熊本市建築基準条例の一部改正について

熊本市建築基準条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市建築基準条例の一部を改正する条例

熊本市建築基準条例（平成 24 年条例第 127 号）の一部を次のように改正する。

第 32 条中「第 85 条第 5 項又は第 6 項」を「第 85 条第 6 項又は第 7 項」に、「第 87 条の 3 第 5 項又は第 6 項」を「第 87 条の 3 第 6 項又は第 7 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 44 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（提出理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 44 号）の施行による建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。